

第9条の歴史的経緯について

1、「押しつけ」と「歓迎」

- ・ 占領軍のイニシアティブは強かったが、当時の保守陣営は憲法を歓迎
アメリカ側の提示は非武装化と天皇制残置の交換関係
歓迎一色の当時のマスメディア、議会での論調
天皇制と資本主義の残置した憲法を、共産党への対抗という文脈で財界・政界が歓迎
議員追放などで危機に瀕した保守政党も生き残り策として歓迎

2、冷戦の激化とアメリカ側の再軍備 / 改憲要求

- ・ 「米軍指導下の日本人部隊の育成」と改憲の要請
冷戦と朝鮮戦争で、1946年の日本非武装化方針から、改憲して反共同盟国として再軍備させる方針に転換
「1946年のアメリカの方針」だった第9条が、「1950年のアメリカの方針」である再軍備要請の桎梏に
アメリカ政界から再軍備要請とともに、朝鮮戦争に日本部隊投入要求や、改憲要請が出る
- ・ 再軍備要求に対する日本側の歓迎と反発
旧軍人や保守政界の一部は歓迎したが、革新側と保守政界の一部は反発（アメリカの「傭兵化の恐れ」）
- ・ 吉田茂の軽武装路線
第9条と国内の反対世論を理由にアメリカの再軍備要求を値切る
「1946年のアメリカの方針」で「1950年のアメリカの圧力」に対抗する
左派社会党に再軍備反対運動を要請
アメリカの再軍備 / 改憲要求を値切りつつ経済成長に専心

3、第9条改憲で「自主憲法」になるか

- ・ 三島由紀夫の危惧（第9条を改正しても「アメリカの思う壺」）
- ・ アメリカの対日軍事要求をエスカレートさせる可能性
第9条の存在と日本国内の反対世論がアメリカの対日軍事要求エスカレートのブレーキ役
「ベトナム戦争の韓国軍」のような位置になるのが望ましいか
- ・ アメリカ世論および周辺諸国の反発を買う可能性
アジア諸国を刺激する可能性
1999年のアメリカ世論調査で日米安保条約の目的は「日本の軍事大国化防止」49%、「日本防衛」12%
第9条改憲は、アメリカ政府とは別個に、アメリカ世論や議会を刺激する可能性が指摘されている
- ・ 感情的な「自主憲法制定」議論と別に、慎重さを要する第9条論議

資料

「この新しい憲法の諸規定が受け容れられるならば、実際問題としては、天皇は安泰になると思います。...
...マッカーサー將軍は、これが、数多くの人によって反動的と考えられている保守派が権力に留まる最後の手段
であると考えています。」(ホイットニーGHQ 民政局長 1946 年 2 月)

「記者はこの一条を読んで、痛快極まりなく感じた。近来外国の一部の思想家の間には世界国家の建設を唱
道する者があるが、我が国は憲法を以て取りも直さずその世界国家の建設を主張し、自らその範を垂れんとする
ものに外ならないからである。.....真に我が国民が〔憲法草案前文にあるように〕「国家の名誉を賭し、全力を挙
げて此等の高遠なる目的を達せんことを誓う」ならば、その瞬間に於て最早日本は敗戦国でも、四等、五等でも
なく、榮譽に輝く世界平和の一等国、予ねて日本に於て唱えられた真実の神国に転ずるものである。之れに勝っ
た痛快事があるろうか。」(石橋湛山「憲法改正草案を評す」1946 年 3 月)

「この儘では激流の真只中にどこまで押し流されるか判らない今日、天皇制護持資本主義存続といふ点で大
きな枠がはめられ、将来に対する一応の見透しがついたと同時に、共産党を先頭とする急進勢力からの圧迫がこ
れによってある程度緩和されるのではないかと観測し、安堵とともに賛意を表明している。」(『朝日新聞』1946
年 3 月 10 日)

「軽武装で、米陸軍によって組織され、初歩訓練され、その厳しい監督下にある小規模の日本人軍部隊の創
設によって日本を再軍備すること」「日本の新憲法に対する修正の可能性について、自衛のための軍備確立という
方向で検討する必要がある。」(アメリカ陸軍省「ロイヤル陸軍長官への報告書」1948 年 5 月)

「今日のような状態になりまして、国民の祖国を愛するという精神には、決して私は変りはないと考えて
おるのであります。今世論が再軍備に反対いたしておるといふこの国民の心持は.....米国の番犬になることは
いやだ、それから第二は、一体アメリカは日本の軍備を奪うておいて、そうして又都合のよいときには軍備をしろ
ということは.....日本人を馬鹿にしておるといったような割切れない感じ、それから第三は.....朝鮮へ行くこ
とはいやだという感じであります。.....〔アメリカ政界で出ていた〕朝鮮に日本人をやれ〔派兵〕といった議論に
対しましては、国民が憤激いたしました。」(山下義信「参議院予算委員会質問」1952 年 12 月)

「再軍備などということは当面とうていできもせず、また現在国民はやる気もない。.....ずるいようだが、
当分アメリカに(日本の防衛を)やらせておけ。憲法で軍備を禁じているのは天与の幸で、アメリカから文句が
出れば憲法がちゃんとした理由になる。その憲法を改正しようとする政治家は馬鹿野郎だ。」(吉田茂)

「たとひ第九条を改正して、折角『憲法改正』を推進しても、却ってアメリカの思ふ壺におちいり、日本の
本然の姿を開顕する結果にならぬ、と再三力説した。.....韓国その他アジア反共国家と同列に並んだだけの結果
に終わることは明らかであり.....」(三島由紀夫「問題提起」1968 年)